

安全管理規程

太平洋陸送株式会社

第一章 総則

第一条 (目的)

この規定(以下「本規定」という。)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第二条 (適用範囲)

本規定は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。
組織図を図一1に示す。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第三条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 一 安全輸送を事業経営の重要な柱と位置付け、全ての従業員がこれを理解して業務にあたる。
- 二 運輸安全マネジメント(Plan、Do、Check、Act)を実施し、常に安全活動を推進しながら事故防止対策レベルの維持、向上を目指す。
- 三 交通事故、荷物事故、労働災害など全てにおいてゼロを目指し、安全管理部と安全衛生委員会が連携して、全従業員一丸となり事故防止活動に取り組む。
- 四 社内の安全に関する情報については、記録を保存管理し公表する。また、グループ会社及び下請事業者等の安全対策に役立てる。

第四条 (輸送の安全に関する重点施策)

- 一 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を予算化し、効率的に運用すること。
 - 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じること。
 - 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有を図ること。
 - 5 輸送の安全に関する教育訓練及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを実施すること。

- 二 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を重点に置き、安全が損なわれるような行為は行わない。また、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力する。

第五条（輸送の安全に関する目標）

- 一 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第六条（輸送の安全に関する計画）

- 一 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

第七条（社長等の責務）

- 一 社長(以下「最高責任者」という)は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 二 最高責任者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じる。
- 三 最高責任者は、安全統括管理者を選任し、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 四 最高責任者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切に行われているかを常に把握し、必要な改善を行う。

第八条（組織）

- 一 当社は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための社内管理を適切に行う。
 - 1 安全統括管理者
 - 2 安全運転管理者
 - 3 運行管理者
 - 4 整備管理者
 - 5 安全運転指導員
 - 6 その他必要な責任者
- 二 当社は安全統括管理者を中心として、安全管理体制を構築し、安全管理部が運輸安全マネジメントシステム等の効率的運用を推進し、事務局を安全管理部管理課(以下「管理課」という)に置く。安全管理部で検討された安全管理指示事項は、安全統括管理者の承認を得て、安全衛生委員会に報告し、最高責任者はこれを承認する。安全統括管理者は、指示事項を安全運転管理者及び各部署

に伝達し、各部署において徹底を図る。

- 三 デリバリーセンター長及び関東物流センター長は、安全統括管理者の指示を受け、関東ブロック長、東北ブロック長、信越ブロック長、東海ブロック長、京浜ブロック長へ伝達し、各ブロック長は輸送の安全の確保に関し、管内事業所を統括し、指導監督を行う。
- 四 事業所長は、各ブロック長の指示を受け、輸送の安全の確保に関し、事業所内を統括し、教育訓練等の指導監督を行う。
- 五 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。(図一2)

第九条 (安全統括管理者の選任及び解任)

- 一 最高責任者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、安全管理部は国土交通大臣に届出をする。
- 二 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当管理者を解任する。
 - 1 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 2 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 3 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第十条 (安全統括管理者の責務)

- 一 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。
 - 1 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 3 安全運転管理者を選任すること。
 - 4 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を手順通り実施すること。
 - 5 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
 - 6 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、最高責任者に報告すること。
 - 7 最高責任者に対し、輸送の安全の確保に関して必要な改善に関する意見を具申し、必要な措置を講じること。

- 8 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 9 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育訓練及び研修を行うこと。
- 10 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第十一条（安全管理部の責務）

- 一 安全管理部は次に掲げる責務を有する。
 - 1 運輸安全マネジメントの具体的な実施、運用を支える部署とする。
 - 2 最高責任者及び安全統括管理者の指示により、当社としての安全対策を総合的に企画し、社内管理を適切に行うための諸施策及び指示をだす。
 - 3 安全衛生委員会と連携し、労使一体となった安全対策を実現する。
 - 4 安全管理部は、安全統括管理者の指示により、運輸安全マネジメントの実施状況について点検をするため事業所監査を実施する。
 - 5 安全に関する委員会等の事務局及び帳票類の記録、保管等については、管理課で行う。

第十二条（安全運転管理者の責務）

- 一 安全運転管理者は次に掲げる責務を有する。
 - 1 安全統括管理者の補助者として各事業所の安全指導を行う。
 - 2 安全運転管理者は、安全統括管理者の指示により、運輸安全マネジメントの実施状況について点検をするため事業所監査を実施する。
 - 3 安全運転管理者は、各事業所の安全運転指導員と連携をとり、安全運転指導員が班員に対して適切な指導が行えるよう安全運転指導員を教育訓練及び指導する。
 - 4 その他、輸送の安全の確保が阻害されるおそれがあると確認された場合は、安全統括管理者に報告し、対策等の意見を具申する。

第十三条（運行管理者の責務）

- 一 運行管理規程に基づき業務を執り行う。

第十四条（整備管理者の責務）

- 一 整備管理規程に基づき業務を執り行う。

第十五条（安全運転指導員の責務）

- 一 安全運転指導員は次に掲げる責務を有する。
 - 1 安全運転指導員は、運行管理者の安全に関する補助者として、事業所内の

安全管理の中心的役割を果たす。

- 2 安全運転指導員は、班員に対し安全会議等での KYT トレーニングや不安全行動に対する注意指導、チャート紙による速度注意など、安全運転に関する具体的な指導を日々行う。
- 3 安全運転指導員は、現場作業を熟知して、安全に作業が行えるよう班員に対して指導を行う。
- 4 安全の確保が阻害されるおそれがあると確認された場合は、運行管理者に報告し、対策等の意見を具申する。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第十六条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

- 一 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

第十七条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

- 一 安全統括管理者及び安全管理部は、最高責任者と現場の交流や運行管理者と運転者等の双方向の意思疎通が十分に行なわれ、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

第十八条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

- 一 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。（図—3）
- 二 安全管理部は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、最高責任者及び社内に必要な部署に速やかに伝達されるよう努める。
- 三 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 四 安全管理部は、自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ報告又は届出を行う。

第十九条（輸送の安全に関する教育訓練及び研修）

- 一 安全統括管理者は、第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育訓練及び研修に関する具体的な計画の策定を安

全管理部に指示し、着実に実施する。

第二十条（輸送の安全に関する内部監査）

- 一 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合及び同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 二 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果及び改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに最高責任者に報告する。
また、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて、当面必要となる緊急の是正措置及び予防措置を講じる。

第二十一条（輸送の安全に関する事業所監査）

- 一 安全統括管理者及び安全管理部は、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するために、少なくとも一年に一回以上、適切な時期に全ての事業所を訪問し、輸送の安全に関する事業所監査を管理課に指示し実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合及び同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する事業所監査を実施する。
- 二 安全統括管理者は、前項の事業所監査の結果及び改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに最高責任者に報告する。また、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じた当面必要となる緊急の是正措置及び予防措置を講じる。

第二十二条（輸送の安全に関する業務の改善）

- 一 最高責任者は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の事業所監査の結果及び改善すべき事項の報告があった場合、もしくは、輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置及び予防措置を講じるよう安全統括管理者に指示する。
- 二 悪質な法令違反等により重大事故が発生した場合には、安全対策全般及び必要な事項において、再発防止策として現在よりも更に高度の安全確保のための必要な措置を講じる。

第二十三条（情報の公開）

- 一 総務部は、輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、組織体制及び指揮命令系統、重点施策、計画、予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、教育訓練及び研修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 二 総務部は、事故発生時における再発防止策及び行政処分後に講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第二十四条（輸送の安全に関する記録の管理等）

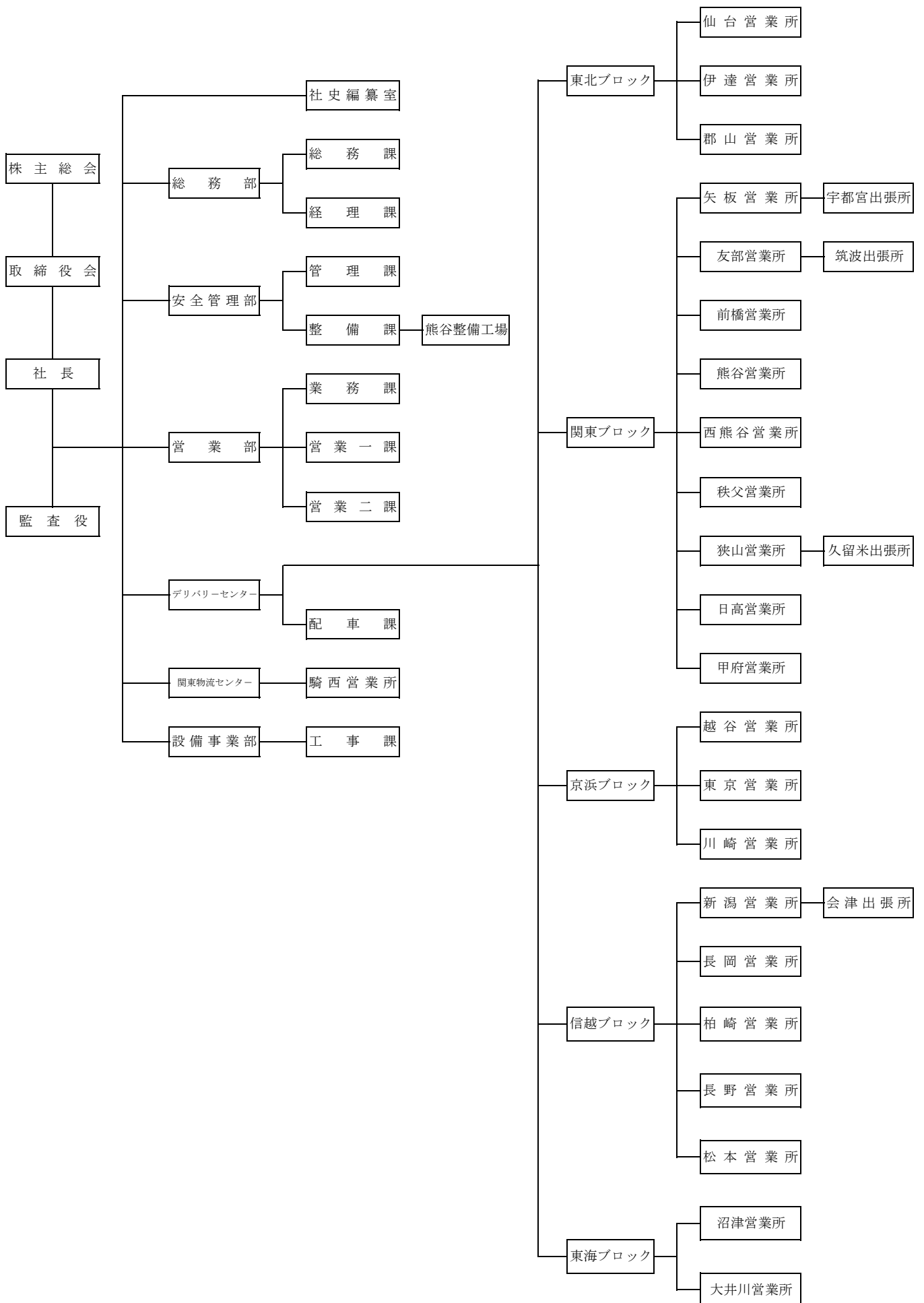
- 一 本規定の管理責任者は安全統括管理者とし、最高責任者は、業務の実態に応じて定期的、適時適切に見直しを行うよう、安全統括管理者に指示する。
- 二 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、最高責任者に報告した是正措置及び予防措置等を記録し、これを適切に保管する。
- 三 前項の輸送の安全に関する記録及び保存については、事務局である管理課が記録、保存する。各部署からの事故、災害等の報告、輸送の安全に関する活動内容についての報告は、管理課で保存し事故防止の資料として活用する。
- 四 管理課は輸送の安全に関する事業運営上の会議、安全衛生委員会などの事務局として会議の内容を記録及び保存し、内容を各部署に通知、連絡をする。
- 五 管理課は、安全統括管理者の指示により行われた事業所監査の結果を取り纏めて記録及び保存し、安全統括管理者に報告をする。
- 六 事業所監査の結果及び重大事故報告などにより、安全統括管理者が最高責任者に報告した是正措置及び予防措置については、管理課において記録及び保存し、公表できるよう事務的処理をする。その他、安全統括管理者からの指示事項についても管理課において各部署に通知を出し、安全活動の経過として記録及び保存する。
- 七 記録の保存については、年度別、項目別に整理し、いつでも閲覧できるようにしておく。なお、記録の保存期間は5年間とする。

本規定は平成18年10月	1日	より	実施
平成19年	1月	1日	改訂
平成19年	4月	1日	改訂
平成20年	1月	1日	改訂
平成21年	3月31日		改訂

平成22年	4月	1日	改訂
平成25年	1月	1日	改訂(連絡体制)
平成30年	4月	1日	改訂

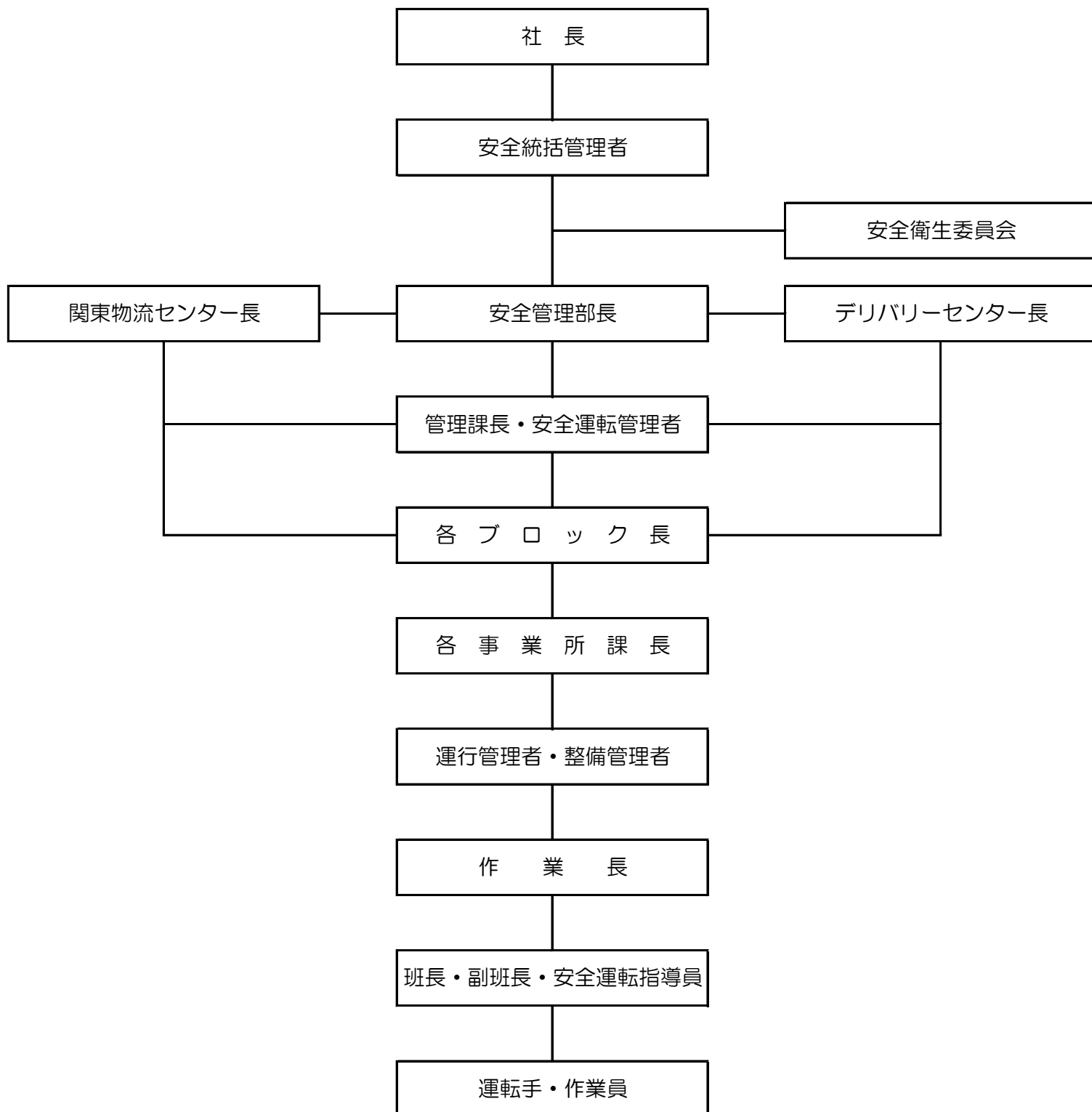
太平洋陸送株式会社組織図

平成30年 4月 1日現在



輸送の安全に関する管理体制

太平洋陸送株式会社
2018年4月1日より



事故・災害時 緊急連絡体制

太平洋陸送株式会社

2018年4月1日より

